

処分事案①

教職員の処分について

豊中市立中学校首席が、部活動の指導中に生徒に対して体罰を行ったことについて、令和2年（2020年）6月26日付で、次のとおり懲戒処分を行った。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立中学校首席（男性・41歳）・減給2月 10分の1

〈管理監督者〉

豊中市立中学校校長（男性・59歳）・嚴重注意

2 処分事由等

顧問を務める部活の指導中、平成30年（2018年）8月から9月頃、生徒Aに対し体育館倉庫で頭部を平手で1回叩いた。また、令和元年（2019年）5月から6月頃、生徒Bの持つ作戦盤を不意に下から叩き上げた。同年8月、生徒Cへの指導と称して、後ろから手で不意に強い力で突き、生徒Cが前に倒れた。更に同年12月、生徒Dを指導中、左肩を突いて生徒Dがよろけたという計4件の体罰を行った。

また、指導と称して生徒の体を押したり突いたりするなどの行為が複数回あるほか、大きな声で生徒の人格を否定するような発言をしたことが下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・学校教育法第11条

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

処分事案②

教職員の処分について

豊中市立小学校教諭が、不適切な行為を起こしたことについて、令和 2 年（2020 年）6 月 26 日付で、次のとおり懲戒処分を行った。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

豊中市立小学校教諭（男性・46 歳）・戒告

2 処分事由等

令和元年（2019 年）5 月、職員会議の案件を知った教諭は、突然机の引き出しの右下の部分蹴り、へこませた。その後、工具を使用し自らへこみを直している。同年 10 月、職員室で談笑している声が聞こえてきたことをきっかけに、大声で誰かを殴るような発言をしながら、職員室の後方で談笑していた教員のところに向かっていこうとした。

また、職場における不適切な行為として、日ごろより物にあたる行為や大声を上げることもあったほか、教育委員会からの指示や質問を真摯に受け止めることがなかったことが下記に該当するため。

・地方公務員法第 29 条（懲戒）

第 1 項

「職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第 1 号「この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」